

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成27年11月5日(平成27年(行個)諮問第178号)

答申日：平成28年6月16日(平成28年度(行個)答申第38号)

事件名：本人に係る人権相談票の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定日付け人権相談票(審査請求人が、特定法務局及び同局特定支局に対し、平成24年度から開示請求日までの間において面談又は電話により人権相談をした際の人権相談に関する記録として審査請求人に開示した保有個人情報)」に記録された審査請求人に係る保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)27条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の訂正請求に対し、平成27年9月4日付け総第496号により特定法務局長(以下「処分庁」という。)が行った不訂正決定(以下「原処分」という。)について、明らかに違法であり速やかな訂正を求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書

「法30条2項の規定により、訂正しない旨の決定」をしたが、特定日付けの人権相談票に関する記録で、「県が受け取ってくれたが」を「県が受け取ってくれなかった」の訂正を求めたものであるが、仮に県が情報公開請求書を受け取っていたら、苦情を申し立てする理由が無い。また、人権相談票に関する記録の訂正を求める理由がない。また、回答書に「人権相談票を記載した担当者に尋ねた」とあるが、事件当日、人権相談課の特定課長に(中略)と公益通報した。それらの証拠と(行政評価事務所の相談票)を提示確認しながら、訂正しないとする隠蔽及び幫助する行為の回答理由は到底認められない。

(2) 意見書

ア 審査請求人の審査請求に係る処分について「特定日付け人権相談票」の訂正を求めたが、「平成27年9月4日付け、個人情報の訂正をしない。」との決定を不服として、審査会に申立てたものである。

イ 「人権相談」について

特定法務局は人権問題に関して国民の相談に応じているとするが、人権相談票の内容が異なっている。

ウ 不服申立ての趣旨

特定法務局は人権問題に関して、法務局は相談に応じているとするが、（中略）、個人を一方向的に誹謗中傷した。

エ 訂正をしない旨の決定を行った理由

特定法務局は、人権相談票に記載された相談担当者に確認した結果、「相談者の発言を記載したものであると認めた。」ため不訂正とした。とあるが、元々法務局の相談担当者による怠慢行為を隠す為に、書類を歪曲し捏造隠蔽したものである。

証拠として、特定行政評価事務所の相談対応票に記載されている、行政評価事務所から法務局に対して聞き取り報告書されている。また、これら証拠書類は法務局にも提出している。

オ 結論

特定法務局は、担当者による怠慢行為を隠す為に、人権相談票書類を歪曲、捏造隠蔽したものである。よって速やかに個人情報の訂正を、審査会に求めます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求人の審査請求に係る処分について

審査請求人から訂正請求のあった保有個人情報（本件対象保有個人情報）の名称は、特定日付け人権相談票（訂正請求者が、特定法務局及び同局特定支局に対し、平成24年度から開示請求日までの間において面談又は電話により人権相談をした際の人権相談に関する記録として同人に開示した保有個人情報）（以下「本件人権相談票」という。）である。

処分庁は、下記4の理由により、平成27年9月4日、本件対象保有個人情報の訂正をしない旨の決定をし、同日付け総第496号「保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）」で審査請求人に通知した。

2 「人権相談」について

人権相談とは、人権問題に関して国民の相談に応じ、人権侵犯事件への切替え、官公署その他の機関への通報又は助言等の必要な措置を採ることにより、国民に保障されている基本的人権を擁護し、併せて自由人権思想の普及高揚を図ることを目的とするものであり、法務局・地方法務局及びその支局に相談窓口を開設する常設相談所や市町村役場、公民館などに随時相談窓口を開設する特設相談所などにおいて、法務局職員や人権擁護委員が相談に応じている。

法務局職員及び人権擁護委員は、人権相談に当たり、相談者を含め関係者の秘密を守り、その名誉を害することのないよう努めなければならない、

また、人権相談を取り扱ったときは、人権相談票を作成し、相談の内容、回答及び処理の概要等を記録しておかなければならない。

3 不服申立ての趣旨

審査請求人は、処分庁が行った平成27年9月4日付け総第496号の保有個人情報の訂正をしない旨の決定処分を取り消し、本件人権相談票につき、保有個人情報の訂正をする決定を求めるものと解される。

4 訂正をしない旨の決定を行った理由

(1) 訂正請求の趣旨

本件人権相談票中、県に情報公開を請求し、「受付てもらったが」とあるを、「受付てもらってない」と訂正を求める。

(2) 不訂正とした理由

人権相談票は、人権相談を行った相談者からの聴取内容を基に、その相談内容等を記載するものであるところ、訂正請求に係る本件人権相談票に記載された相談担当者を確認した結果、訂正請求部分は、相談者の発言を記載したものであると認めた。

したがって、訂正請求部分について事実と異なると判断できる具体的な根拠がないことから、本件対象保有個人情報の内容が事実ではないと言えず、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当しないため不訂正とした。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成27年11月5日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年12月4日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 平成28年5月16日 | 審議 |
| ⑤ | 同年6月14日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、審査請求人が本件人権相談票に係る保有個人情報（本件対象保有個人情報）の一部について、訂正を求めるものである。

処分庁は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当しないとして、不訂正とする原処分を行ったところ、審査請求人は、速やかな訂正を求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

(1) 訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、その対象は「事実」であって、「評価、判断」には及ばないと解される。

(2) 訂正請求対象情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報は、本件訂正請求に先立ち、審査請求人が法12条1項の規定に基づき行った開示請求に対して、処分庁から開示された自己を本人とする保有個人情報であることから、法27条1項1号に該当する。

イ 本件対象保有個人情報が記録された本件人権相談票は、審査請求人が特定法務局において行った人権相談に係る人権相談票であり、そのうち審査請求人が訂正を求める部分は、本件人権相談票の「⑤何をしたのか、⑥今後何を望むか、又はその他相談内容」欄の記載の一部（以下「訂正請求部分」という。）であると認められる。諮問庁の説明によると、人権相談票は、人権相談を行った相談者からの聴取内容を基に、その相談内容等を記載するものであるところ、訂正請求部分は、相談者（審査請求人）から聴取した相談内容の概要を記録した部分であると認められることから、法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当するものと認められる。

3 訂正の要否について

(1) 訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、どの部分（「事実」に限る。）の表記について、どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等、請求を受けた処分庁が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、処分庁に対し、自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。そして、請求を受けた行政機関の長が、当該訂正請求に理由があると認めるときは、法29条に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならず、一方、訂正請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や、当該根拠をもってしても訂正請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになる。

(2) 審査請求人は、訂正請求部分について、「県に情報公開を請求し、受付てもらったが」の「受付てもらったが」との記載を「受付けてもらってない」との記載に訂正するように求めており、その理由として、県が情報公開請求書を受け取っていたら、苦情を申し立てる理由がなく、また、本件の訂正を求める理由がない旨を主張し、さらに、審査請求人が

本件について行政相談をした特定行政評価事務所の相談対応票に、審査請求人の主張に沿う趣旨の記載がされていると主張する。

- (3) これに対し、諮問庁は、人権相談票は相談者からの聴取内容を基に、その相談内容等を記載するものであるところ、訂正請求に係る人権相談票に記載された相談担当者に確認した結果、訂正請求部分は、相談者の発言を記載したものであると認めており、訂正請求部分について事実と異なると判断できる具体的な根拠がないことから、当該内容が事実ではないといえず、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当しないため不訂正としたと説明する。
 - (4) 以上について検討すると、本件訂正請求は、本件人権相談票のうち、特定法務局の担当者が審査請求人から聴取し記録した内容の訂正を求めらるるものであり、そうすると、本件の争点は、審査請求人が同法務局の担当者に対し、審査請求人の開示請求書を県が「受付けた」と説明したのか、「受付けなかった」と説明したのかということと認められる。
 - (5) 当審査会において、審査請求人の意見書に添付された特定行政評価事務所の相談対応票を確認したところ、審査請求人が特定行政評価事務所を来訪し、「県に個人情報開示請求書の受取りを拒否されたことに納得できない」とする行政相談を行っていたことがうかがわれ、そのことは、審査請求人が、少なくとも特定行政評価事務所の行政相談時には、審査請求人の上記主張に沿う説明をしたことを示すものとも考えられる。
しかし、そのことだけをもって、別の行政機関である法務局の人権相談時にも、同じような説明をしたことまではできない。
- その外、審査請求人において、本件訂正請求を裏付ける明確かつ具体的な主張や根拠が提示されているとは認められず、また、相談担当者に確認した結果、訂正請求部分は相談者の発言を記載したものであると認めているとする諮問庁の説明を覆すべき特段の事情も認められないことから、本件対象保有個人情報の内容が事実ではないといえないとする諮問庁の説明は首肯でき、本件対象保有個人情報につき、法29条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するとはいえない。
- (6) したがって、本件訂正請求について、法29条に基づく訂正義務があるとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当しないとして不訂正とした決定については、同条の保有個人情報の訂正請求に理由があると認

めるときには該当しないと認められるので，妥当であると判断した。
(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史